

天童市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国、県及び市町村は、行動計画を策定し、実施体制等を整備することとなった。

本市では、特措法において、市町村の重点的な役割とされている市内の対策の総合的な推進、特定接種、住民接種及び社会的弱者への支援を中心的な項目とし、国の政府行動計画及び山形県の行動計画との整合性を図りながら、新たに計画を策定するもの。

計画の概要

- 1 計画の位置付け：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく計画とし、基本方針と具体的実施内容を示し、行政、医療、市民等が連携・協力し、感染拡大を防止するために取り組むべき対策の基準を示すもの。
- 2 主な内容：新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項及び発生段階に応じた対策。
- 3 計画期間：平成25年度から。なお、政府行動計画、山形県行動計画に変更が生じた場合に改定する。

主なポイント

- 1 新型インフルエンザ及び新感染症への対策
 - 2 市長を本部長とする対策本部の設置
 - 3 対策実施のための役割分担
 - 4 発生段階に応じた役割分担
- 重点：要援護者への支援、住民接種への対応、火葬等への対策等

役割分担

- < 県 > 実施主体として中心的な役割、市町村における対策実施を支援・調整
- < 市町村 > 区域内の対策の総合的推進、住民接種、社会的弱者への支援
- < 指定地方公共機関 > 安定供給等対策の実施
- < 登録事業者 > 職場における感染対策、業務継続
- < 一般事業者 > 職場における感染対策
- < 市民 > 個人での感染対策、発生に備えた食料品、生活必需品の備蓄

発生段階ごとの主な対策

感染の拡大を可能な限り抑制し、市民生活の安定を確保するため、総合的かつ具体的な対応ができるよう体制の整備を図る。

発生段階 (国)	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期		小康期	
				県内発生・感染拡大期	まん延期		
				県内発生・感染拡大・まん延期			
発生段階ごとの状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生している状態	国内で新型インフルエンザ等患者が発生している状態	県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、患者の感染経路等を疫学調査で追える状態	県内で、新型インフルエンザ等の患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなった状態	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
実施体制	行動計画及び業務継続計画策定、体制確立、連絡会議	対策会議 対策本部に設置に向けた準備	本市対策本部の設置	→		対策の見直し、解除の時期の検討	
情報提供及び共有	情報提供、情報共有、庁内外の体制整備	相談窓口の設置準備 市民への情報提供	相談窓口の設置、市民への情報提供	→		情報提供の見直し	
予防及びまん延防止対策	個人、地域での感染予防対応方法の普及啓発	一次予防の徹底 施設における感染予防	市民への感染予防策周知、外出自粛制限、施設使用制限	→		第二波に備え、感染防止策の維持	
予防接種	接種体制の構築、対象者の把握	特定接種の準備、開始 住民接種の準備	住民接種の準備、開始	→		第二波に備え住民接種の継続	
医療	救急搬送等への対策検討、個人防護具の備蓄	帰国者・接触者外来の周知 院内感染の防止対策の依頼	帰国者・接触者外来の準備、設置	帰国者・接触者外来の設置、増設	→		通常の医療体制
市民生活及び市民経済の安定確保	業務継続計画の策定 要援護者の把握 火葬能力の把握と物資等の備蓄	職場における感染予防策 要援護者等への情報提供 火葬及び遺体の安置等の準備	要援護者への支援準備、遺体の搬送及び円滑な火葬の実施とそれに伴う物資の調整	→		業務の再開、緊急事態措置の縮小又は中止	